

論考

蜀漢政権における権力構造の再検討

並木 淳哉

はじめに

三国政権の一つである蜀漢(二二二～二六三)が持つ性格については、既に数多くの先行研究の中で指摘されてきた。そこには荊州人士を中心とする非土着人士が土着の益州人士に優越する政権が築かれており、非土着人士の宰相が土着の益州豪族の協力の上に政権を運営する、流寓政権としての形を当初より持っていたことが明らかにされている。^(一)

しかし、従来の蜀漢政権研究は、政権を担った人物の出自構成を分析することに關心の軸が置かれており、政権がどのような支配体制を敷いていたのか、或いはどのような性格をもった官僚組織が整備されていたのか、といった権力構造については、狩野直禎氏^(二)によって後漢の制を受けて尚書が重視されていたことが述べられ、山本隆義氏の研究^(三)の中で蜀漢の草制について言及され、石井仁氏^(四)によって「都護—軍師—監軍—領軍—護軍—典軍—參軍」という序列を持つ「官職群」(その帯官形式から「行官」と称す^(五))の存在が明らかにされている他は、未だ多くは踏み込まれてはいないと言える。

ところで、石井氏の研究は諸葛亮の丞相府および北伐軍団の構造に注目し、六朝時代における「霸府」形成の先駆けの一例としたもので

ある。このように、蜀漢政権の特徴として、劉備が左將軍の軍府を組織して建国の礎とし、後主劉禪の時代(二三三～二六三)においては、政治の実権が皇帝から離れ、諸葛亮・蔣琬・費禕といった開府の宰相が輔政に当たるなど、政治が軍府によって主導される事例が多見されることが挙げられる^(五)。また彼ら宰相は同時に、録尚書事の権限や益州の州牧・州刺史の職を兼ねることにより、より強い権力を集めていた。こうした点をふまえつつ、本稿では、①政権中枢にあった人物の官歴や活動、そこから読み取れる支配機構の性格について検討することにより、荊州人士と益州人士の関係性という視点からは出来るだけ離れた立場から見た蜀漢政権の姿を提示すること、②蜀漢政権においてどのように権力構造が推移していったのか検討を加えることにより、その実態を考察すること、の二つを目的とする。考察対象としては、比較的はまだ史料が残されている劉備・諸葛亮の時代^(六)が中心となる。なお、以下本稿中において『三国志』『蜀書』を『蜀志』と表記し、ただ巻数のみを記す場合については『蜀志』に拠るものとする。

一 劉備と左將軍府

建安十九年(二二四)、劉備は益州牧劉璋を降し、益州を支配下に収めた。この後、巴蜀の支配を固める一方で、曹操と争って漢中を奪い

漢中王となり(二二九)、次いで皇帝となる(二二二)。当時における劉備の官職については、卷二・先主伝に、配下が劉備を漢中王に推した上表の中で、

左將軍領司隸校尉豫・荆・益三州牧宜城亭侯(劉)備、受朝爵秩、念在輸力、以殉國難。

とあり、「左將軍領司隸校尉・豫・荆・益三州牧宜城亭侯」という肩書で登場している。これが劉備軍団内部における認識であった。すなわち、属官を備えた開府(七)の左將軍、及び司隸校尉と三州の牧(実質権限が及んでいるのは荊益二州)として割拠していたのである。

(一) 左將軍府について

建安十九年の益州領有以降、左將軍の府に關わったことがわかる人物の官職について挙げる。

長史

許靖(豫州汝南)・領鎮軍將軍、建安二十四年太傅に遷る(卷二・

先主伝、卷八・本伝)。

營司馬

龐羲(司隸河南)・卒官？(卷二・先主伝)

從事中郎

伊籍(兗州山陽)・のち昭文將軍に遷る(卷八・本伝)。

射援(司隸扶風)・軍議中郎將(八)(卷二・先主伝)。

掾屬

劉巴(荊州零陵)・西曹掾、建安二十四年尚書に遷る(卷九・本伝)。

楊儀(荊州襄陽)・兵曹掾、建安二十四年尚書に遷る(卷十・本伝)。
馬良(荊州襄陽)・左將軍掾、章武元年侍中に遷る(卷九・本伝)。
馬勳(益州巴西)・左將軍屬、のち益州別駕從事に遷る(卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)。

左將軍府には、後に尚書となつた劉巴や楊儀、侍中となつた馬良といった人物が名を連ね、また後年丞相となつた諸葛亮(徐州琅邪)が劉璋の旧臣董和(荊州南郡)と共に署左將軍府事として参画していた(卷五・諸葛亮伝、卷九・董和伝)。こうした顔ぶれが当時の劉備集團の中心となつていたことは想像に難くない。卷二・先主伝の劉備漢中王推戴の上表文の冒頭では、

(建安二十四年)秋、羣下上先主爲漢中王、表於漢帝曰：「平西將軍都亭侯臣馬超、左將軍長史領鎮軍將軍臣許靖、營司馬臣龐羲、議曹從事中郎軍議中郎將臣射援、軍師將軍臣諸葛亮、盪寇將軍漢壽亭侯臣關羽、征虜將軍新亭侯臣張飛、征西將軍臣黃忠、鎮遠將軍臣賴恭、揚武將軍臣法正、興業將軍臣李嚴等一百二十人上言曰
…(後略)

とあり、客將として格別の待遇を受けていたであろう馬超(九)に続いて、左將軍長史・營司馬・從事中郎が名を連ねている。彼ら左將軍屬官の大部分は、先行研究によつて明らかにされている通り、劉備入蜀以前からの配下や益州外人士によつて占められていた。その一方で、巴西の人である馬勳の名が見え、決して土着の益州人士を完全に排除するというものではなかつたようである。

ここで、府の筆頭たる長史に許靖が任ぜられているが、卷七・法正伝に、

(劉)璋既稽服、先主以此薄(許)靖不用也。(法)正説曰：「天下

有獲虚譽而無其實者、許靖是也。然今主公始創大業、天下之人不可戸説、靖之浮稱、播流四海、若其不禮、天下之人以是謂主公爲賤賢也。宜加敬重、以眩遠近、追昔燕王之待郭隗。」先主於是乃厚待靖。

とあり、劉備が許靖を用いようとしなかったのを、その名声を無視すべきでないとした法正が説得して初めて用いられたとする。また、巻二・先主伝には、

先主復領益州牧、諸葛亮爲股肱、法正爲謀主、關羽・張飛・馬超爲爪牙、許靖・麋竺・簡雍爲賓友。及董和・黃權・李嚴等本璋之所授用也、吳壹・費觀等又璋之婚親也、彭羸又璋之所排擯也、劉巴者宿昔之所忌恨也、皆處之顯任、盡其器能。

とあり、彼は「賓友」という形で遇されていた。その後には太傅、司徒(二二二)と遷ったことは、左將軍長史の地位の高さを示すものである。しかし、尚書令などでなく太傅や三公となったことから見て、彼自身が実際にどこまで軍府内を主導する役割にあつたかは疑わしい。このことから、左將軍府を實際に動かしていたのは従事中郎の伊籍や西曹掾の劉巴、さらに署左將軍府事とされた軍師將軍の諸葛亮と掌軍中郎將の董和などであつたことが推測される。

(二) 益州牧属官について

州の属官については、既に狩野直禎氏によって従事史に就いた者について詳細に列挙分析され、益州の土着豪族たちが州要職につき「益々その地盤を固めていったと考えられる」と述べられている。

(ここでは、劉備即位(二二二)以前に推定される益州牧の従事史に

ついてのみ挙げる。

治中従事

彭羸(益州広漢)のち江陽太守に左遷(巻十・本伝)。

黃權(益州巴西)の征呉時に鎮北將軍(巻十三・本伝)。

楊洪(益州犍爲)の部郡従事(蜀郡)、のち領蜀郡太守、治中従事と

遷り、建興元年再び蜀郡太守となる(巻十一・本伝)。

別駕従事

王謀(益州漢嘉)の別駕従事、建安二十四年少府(巻十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)。

漢輔臣贊注』)。

馬勲(益州巴西)の卒官(巻十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)。

趙苻(益州巴西)の別駕従事、卒官?(巻二・先主伝)。

李恢(益州建寧)の別駕従事、章武元年庾降都督(巻十三・本伝)。

議曹従事

杜瓊(益州蜀郡)の建興元年諫議大夫(巻十二・本伝)。

勸学従事

張爽(本貫不明)の巻一・先主伝の建安二十五年に名が見えるのみ。

尹默(益州梓潼)の章武元年太子僕(巻二・先主伝、巻十二・本伝)。

譙周(益州巴西)のち勸学従事?(巻二・先主伝)。

督軍従事

費詩(益州犍爲)の督軍従事から牂牁太守に転じた後、前部司馬となる。

劉備の即位に諫言したために左遷されて部郡従事(永昌郡)となる(巻十一・本伝)。

従事祭酒

何宗(益州巴西)の章武元年大鴻臚(巻十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)。

程畿(益州巴西)の章武二年卒官?(巻十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)。

秦宓(益州広漢)・章武元年免官(卷八・本伝)。
部郡従事

楊洪・前出
費詩・前出

李邵(益州広漢)・建興元年西曹掾(卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)。
龔祿(益州巴西)・牙門将、建興三年越嶲太守。(卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)

(単に従事とあるもの)
李邈(益州広漢)・従事(卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』注)。

左將軍府の劉巴・楊儀が尚書となったことに比べ、王謀・何宗が九卿になっていることが対照的に映る。先行研究によつて論じられているように、劉備の益州領有直後に州牧の属官として登用された彼らは、その後尚書や侍中の官に進むことはできなかった。劉備は新たに配下として加わった土着益州人士の多くを、左將軍劉備の属官や漢中王の尚書などの官ではなく、益州牧劉備の属官として政権に組み込んでいったのである。

また、狩野氏の研究では従事の官でないため挙げられていないが、劉備の州牧時代には「前部司馬」、「後部司馬」なる官が存在した。卷十一・費詩伝に、

成都既定、先主領益州牧、以(費)詩爲督軍従事、出爲牂牁太守、還爲州前部司馬。

とあり、また卷十二・周羣伝に、

時州後部司馬蜀郡張裕亦曉占候、而天才過羣、(後略)

とあるものである。この両司馬については、『華陽国志』卷五・公孫述劉二牧志に、

前後左右部司馬擬四軍統兵、位皆二千石。

とあり、劉焉が州牧であった時に前後左右部の司馬を置いて「四軍に擬し」とする記録が見える。『隸統』卷十六に載せられる『黄龍甘露碑』には、

(上闕六人)侍中臣■(↓廖)立、侍中(下闕)、尚書(下闕又闕二人)、光祿大夫臣■、(闕二人)、中散大夫臣劉■、博士臣許慈、議郎臣■、議郎臣■、議郎臣孟光、議郎臣■(下闕一人又闕二人)、益州前部■(↓司馬)臣費詩、益州左部司馬臣■、益州右部司馬臣■、益州■(↓後)部司馬臣■(↓張裕?)…

とあり、ここでは、蜀漢においても同様に益州牧属官の司馬を置き、前後左右に分割されていたことが記されている。劉備もまた、劉焉が置いたこの官を恐らくは引き継ぐ形で、同様に前後左右部司馬を置いたものと考えられる。

この時期に彼ら益州牧属官の立場を説明できるような具体的な事例は見出せないが、卷十・彭羣伝に、

成都既定、先主領益州牧、拔羣爲治中従事。羣起徒步、一朝處州人之上、形色囂然、自矜得遇滋甚。諸葛亮雖外接待羣、而内不能善。屢密言先主、羣心大志廣、難可保安。先主既敬信亮、加察羣行事、意以稍真、左遷羣爲江陽太守。

とあり、治中従事彭羣が江陽太守に左遷されたことが見える。江陽太守は、劉備の益州領有直後には荊州時代からの臣劉邕が署置されており(益州領有直後の益州各郡の太守については、別に表に記す↓表I)、実体のない地位ではなかった。

この例のみをもって直ちに断言することはできないが、治中従事となった彭羣が「左遷」されて太守になったことからは、「従事」が単

なる地方の属官ではなく、歴とした中央官であったことを示唆している。

(三) 漢中王国成立と大司馬府

建安二十四年(二一九)、劉備が大司馬・漢中王になると、左將軍府は大司馬府となり、加えて漢中王国の政府が成立したこととなる。卷九・董和伝には、

先主定蜀、徵和爲掌軍中郎將、與軍師將軍諸葛亮並署左將軍大司馬府事、獻可替否、共爲歡交。

とあり、諸葛亮と董和の兩人は、左將軍府が大司馬府に以降した後も同じように府事を取り仕切っていた。大司馬府については卷二・先主伝に大司馬属の殷純、先主伝注『魏書』『典略』に軍謀掾の韓冉、卷九・劉巴伝注『零陵先賢伝』に主簿の雍茂が見えるが、旧左將軍府の主要構成員の多くは漢中王国の政府に移っており、実態を掴むことはほとんど不可能と言える。漢中王国の政府と大司馬府が旧左將軍府の機能を分割した形になっていたものと考えられる。

この時期の州職については、卷十三・黄權伝によれば、
先主爲漢中王、猶領益州牧、以權爲治中從事。

とあり、劉備は漢中王を称した後も引き続き益州牧を領していた。別駕従事の王謀が少府となるなど若干の異動は見られるが、左將軍領益州牧の時代と陣容の傾向に大きな変化は無かった。

(四) 劉備の東征と益州牧属官

劉備の即位を、卷二・先主伝は、

章武元年(二二二)夏四月、大赦、改年。以諸葛亮爲丞相、許靖爲司徒。置百官、立宗廟、禘祭高皇帝以下。

と、『華陽国志』卷六・劉先主志は、

夏四月、丙午、先主即帝位、大赦、改元章武。以諸葛亮爲丞相假節錄尚書、許靖爲右司徒、張飛車騎將軍、領司隸校尉、進封西鄉侯、馬超驃騎將軍、領涼州刺史、封叅鄉侯、北督臨沮、偏將軍將軍吳懿爲關中都督、進魏延鎮北將軍、李嚴輔漢將軍、馬良爲侍中、楊儀爲尚書、蜀郡何宗爲鴻臚、立宗廟、禘祭高皇帝、世祖光武皇帝。

と、それぞれ伝える。諸葛亮が丞相録尚書事として名実共に最高位となり、また後漢の三公のうちの司徒が置かれて許靖が太傅より遷ったとされる^{三三三}。しかし、新王朝の政權運営は直後に頓挫する。それは、劉備が長江を下って呉支配下の荊州を攻めるも大敗(二二三)し、多くの人材を失ったことによる。

実はこの東征に関して、益州牧の従事たちの活動が多く見られる。本来、劉備即位以降の章武年間には州牧が不在であったはずであるが、この時に益州牧の属官が引き続き存在していたことは確かである。卷十五・楊戲伝の『季漢輔臣贊注』に、

(李)偉南名朝、永南兄。郡功曹、舉孝廉、臨邛令、入爲別駕従事。隨先主東征吳、章武二年卒於永安。

とある。別駕従事となった李朝はのちに東征に従い章武二年永安で没したが、益州の別駕従事については先に挙げたように、李恢が章武元年に別駕従事から降都督となっている。このことから、劉備即位以降の章武年間に李朝は李恢の後任として益州別駕従事となり、別駕従事として劉備東征に随行したものと推定できる。

このことを踏まえて他の事例を探せば、同じく先に挙げた黄權は途上で鎮北將軍となったものの当初は治中從事であり、王甫は議曹從事となつて東征に随^{三三}ひ、從事祭酒となつていた程畿もこの戦で戦死して^{三四}おり、彼もまた從事祭酒の官のまま東征に随行していたと思われる。さらに、卷十一・楊洪には、

時蜀郡太守法正從先主北行、亮於是表洪領蜀郡太守、衆事皆辦、遂使即真。頃之、轉爲益州治中從事。先主既稱尊號、征吳不克、還住永安。漢嘉太守黃元素爲諸葛亮所不善、聞先主疾病、懼有後患、舉郡反、燒臨邛城。時亮東行省疾、成都單虛、是以元益無所憚。洪即啟太子、遣其親兵、使將軍陳習・鄭綽討元。衆議以爲元若不能圍成都、當由越嶲據南中、洪曰：「元素性凶暴、無他恩信、何能辦此？不過乘水東下、冀主上平安、面縛歸死；如其有異、奔吳求活耳。敕習・綽但於南安峽口遮即使得矣。」習・綽承洪言、果生獲元。

とある。楊洪が治中從事となつたのは恐らく黄權の鎮北將軍転出に代わつたものであり、劉備と諸葛亮が共に不在となつた後に起こつた漢嘉太守黄元の反乱に対処している。明記こそされていないが、この事から丞相諸葛亮が永安に召された後の実質的な成都の留守居役を治中從事が担当していたことも想定される。以上のことから、この東征に当たつて從事たちが重要な役回りにあつたことは明白であり、蜀漢政権において、益州の州牧・州刺史の不在時、益州の属官は消滅し無くなつてしまふのではなく、皇帝に直属した機関として引き続き存在していた可能性すら考えられるのである。

二 諸葛亮と丞相府

章武三年（二二三）永安に撤退した劉備は成都に戻ることもなくその地で没し、諸葛亮と李嚴に後事を託す。時期を同じくして司徒許靖や尚書令劉巴、驃騎將軍馬超も没しており、政権中枢には大きな空洞が生じた中で皇帝の代替わりを迎えることとなる。

（一）諸葛亮の開府と「南征」

劉禪が即位すると、蜀漢政権における一切の権力は諸葛亮へと集中していく。卷五・諸葛亮伝に、

建興元年（二二三）、封亮武郷侯、開府治事。頃之、又領益州牧、政事無巨細、咸決於亮。

とあり、丞相録尚書事の諸葛亮は開府し、さらに益州牧を領した。これは、劉備が左將軍及び大司馬漢中王と益州牧を兼ねていた状況と類似する。諸葛亮は丞相府、尚書台、益州牧の長官として君臨し、「政事巨細無く、咸亮に決す」という状態であつた。

建興元年の諸葛亮開府から建興五年（二二七）の留府の設置までの間に丞相府属官となつたと推定される者について挙げる。

長史

王連（荊州南陽）…領屯騎校尉、建興三年卒官（卷十一・本伝）。

向朗（荊州襄陽）…領歩兵校尉、建興六年免官（卷十一・本伝）。

軍師祭酒

射援（司隸扶風）…軍師祭酒、のち從事中郎（卷二・先主伝注『三輔決録』）。

従事中郎

射援（前出）

参軍

馬謖（荊州襄陽）…建興六年刑死（卷九・馬良伝）。

廖化（荊州襄陽）…のち魏の景初二年（蜀の延熙元年）に陰平太守として名が見える（卷十五・宗預伝、『魏志』卷三・明帝紀）。

張裔（益州蜀郡）…領治中従事。建興五年留府長史（卷十一・本伝）。

楊儀（荊州襄陽）…南征にあたって参軍となる（卷十・本伝）。

蔣琬（荊州零陵）…開府時に東曹掾、のち参軍に遷る。建興五年留府長史張裔と留府の事を統す（卷十四・本伝）。

宗預（荊州南陽）…開府時に主簿、のち参軍右中郎將に遷る（卷十五・本伝）。

李邈（益州広漢）…安漢將軍（卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊』注『華陽国志』）。

馬裔（益州巴西）…建興中に丞相掾、のち広漢太守、参軍と遷る（卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊』）。

主簿

楊戲（益州犍為）…辟されて属・主簿となり、諸葛亮没後は尚書右

選部郎となる（卷十五・本伝）。

楊顛（荊州襄陽）…のち東曹属に遷り、卒官（卷十五・楊戲伝『季漢

輔臣贊』注『襄陽記』）。

胡濟（荊州義陽）…卷九・董和伝注。建興九年北伐時のこととして、

卷十・李嚴伝注『亮公文上尚書』には「中参軍昭武中郎將」とし

て名を連ねる。

宗預（前出）

掾属

李邵（益州広漢）…建興三年治中従事に遷るも、同年卒官（卷十五

・楊戲伝『季漢輔臣贊』）。

蔣琬、楊顛、馬裔（いずれも前出）

門下督

馬忠（益州巴西）…建興三年牂牁太守に遷る（卷十三・本伝）。

丞相府創設期の構成員を見ると、長史に辟された王連は蜀郡太守・

興業將軍で司塩校尉を領していた大官であり、李邵は都部従事から、

蔣琬は尚書郎からそれぞれ辟されており、政権内全体から広く人材を

集めていたことが見て取れる。長史は「五校」を兼ねることによって、

禁軍の指揮権をも持ち得ていた。

丞相府については以上のものであった。益州牧の属官については、

卷十二・杜微伝に、

建興二年、丞相亮領益州牧、選迎皆妙簡舊德、以秦宓爲別駕、五

梁爲功曹、（杜）微爲主簿。

と、秦宓、五梁、杜微といった人物を諸葛亮が招こうとしていたこと

が伝わるが、特筆すべきことは見当たらない。治中従事には文恭、別

駕従事には秦宓があった。

次に尚書系統の官についてであるが、尚書令については、劉巴が没

した後のこととして卷十・李嚴伝に、

章武二年、先主微嚴詣永安宮、拜尚書令。三年、先主疾病、嚴與

諸葛亮並受遺詔輔少主；以嚴爲中都護、統内外軍事、留鎮永安。

建興元年、封都郷侯、假節、加光祿勳。

とあるように、犍為太守李嚴が永安にてこれに代わっている。しかし、

李嚴は劉禪代になってからも永安に鎮して光祿勳を加えられており、

尚書令として成都に戻ることは無かった。ここから諸葛亮没後に蔣琬

が尚書令となるまでの間、同官の在任例は一つのみである。それは、卷九陳震伝に、

陳震字孝起、南陽人也。先主領荊州牧、辟爲從事、部諸郡、隨先主入蜀。蜀既定、爲蜀郡北部都尉、因易郡名、爲汶山太守、轉在犍爲。建興三年、入拜尚書、遷尚書令、奉命使吳。七年、孫權稱尊號、以震爲衛尉、賀權踐阼、(後略)

とあり、益州平定後に蜀郡北部都尉(汶山太守)、犍爲太守(三六)と歴任していた陳震が、建興三年(二二五)に中央に召されて尚書となり尚書令に昇進し、建興七年(二二九)に衛尉に遷つて呉に使いするまでの期間である。彼については、卷五・諸葛亮伝の『出師表』に、

侍中・尚書・長史・參軍、此悉貞良死節之臣、願陛下親之信之、則漢室之隆、可計日而待也。

とあり、この中で挙げられる「尚書」こそが陳震であり、諸葛亮から篤く信任されていた一人であったことが窺える。また、尚書令昇進の時期については『華陽国志』卷七・劉後主志の建興五年(二二七)に、
以尚書南陽陳震爲中書令(尚書令の誤りである)、治中張裔爲留府長史、與參軍蔣公琰知居府事。

とあり、『華陽国志』は陳震の尚書令任官を諸葛亮が漢中に出鎮する前段階の出来事とする。

ところで、陳震が尚書となった建興三年は、卷三・後主伝に、
三年春三月、丞相亮南征四郡、四郡皆平。改益州郡爲建寧郡、分建寧、永昌郡爲雲南郡、又分建寧、牂牁爲興古郡。十二月、亮還成都。

とあるように、先に反した南中諸郡を諸葛亮が自ら征伐した年であり、また建興以降で初めて諸葛亮が成都を空けた年であった。
南征時の丞相府の職務については卷十一・向朗伝に、

丞相亮南征、朗留統後事。

とあり、長史の向朗に代行させ、卷十・楊儀伝に、
建興三年、丞相亮以爲參軍、署府事、將南行。
とあるように、自身の下には參軍の楊儀を連れて「府事を署」させていた。また、卷十五・楊戲伝の『季漢輔臣贊注』には、

(李)永南名邵、廣漢郡人也。(中略)建興元年、丞相亮辟爲西曹掾。亮南征、留邵爲治中從事、是歲卒。

とあり、西曹掾の李邵を州の治中從事に転任させている。彼は同年のうちには没すが、同時期に參軍として府事を署していた張裔が治中從事を領しており、彼を李邵の後任としたと思われる(三七)。陳震が中央に入つて尚書となつたことも、この人事に連動したものであつたと思われる。録尚書事たる己の留守に当たつて、諸葛亮は信頼のおける陳震を呼び寄せ、彼に不在中の尚書台を取り仕切らせていたのである。こうして、南征の間、諸葛亮は成都における丞相・益州牧・録尚書事それぞれの権限を向朗・李邵(のち張裔)・陳震に代行させ、恐らくは丞相長史を中心として、彼ら三者の協力によつて留守を任せんとしていたのである。

(二)「北伐」と丞相留府の設置

この状況がいわゆる「北伐」にあつては多少の様変わりをする。
建興五年(二二七)、諸葛亮は出征し、漢中に駐屯した。長期の丞相不在を見通して、成都には留府が設置された。留府には留府長史、及び次官格の留府參軍がおり、共に諸葛亮の不在を預かつていた(三〇)。留府長史には參軍領治中從事の張裔が就任して射声校尉を領し、參軍の蔣

琬と留府の事を統べた。^(三二) 建興八年(二三〇)に張裔が没すと蔣琬がこれに代わり、馬忠が参軍に召されるが、卷十三・馬忠伝には、

(建興)八年、召爲丞相参軍、副長史蔣琬署留府事。又領州治中從事。明年、亮出祁山、忠詣亮所、經營戎事。軍還、督將軍張嶷等討汶山郡叛羌。十一年、南夷豪帥劉胄反、擾亂諸郡。徵庾隆都督張翼還、以忠代翼。忠遂斬胄、平南土。加忠監軍奮威將軍、封博陽亭侯。

とあり、馬忠はこの時また治中従事の職も兼ねていた。張裔のそれを引き継いだものと考えられ、丞相留府が設置されてから以降、長史・参軍(留府の次官格)によって益州治中従事の職が握られていたことがわかる。馬忠が留府に参与していたのは最初の一年程度のみのものであるが、本伝の記述からは、建興十一年(二三三)に監軍となるまでは参軍であったと考えることができ、諸葛亮が没するまでは引き続き治中従事にあつたとみられる。^(三三) このことから、成都における権限を丞相留府に一本集中化することを図る意図が窺い知れる。また、先に述べたように、この時期は尚書令も置かれていない。この時の尚書台について狩野直禎氏は「陳震が衛尉に遷った後、長らく尚書令は置かれなかった。次官の尚書僕射李福(梓潼涪)がいたが、尚書令には陞れなかった。」と述べている。^(三四) 李福については、卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』に、

孫德名福、梓潼涪人也。先主定益州後、爲書佐、西充國長・成都令。建興元年、徙巴西太守、爲江州督・楊威將軍、入爲尚書僕射、封平陽亭侯。

とあり、江州都督から尚書僕射に遷ったものである。江州都督については卷三・後主伝に、

(建興)四年春、都護李嚴自永安住江州、築大城。

とあり、李福は永安に駐屯していた李嚴が江州に移動するのに合わせて中央に召し返されたものと推定できる。

時期から見て、この異動が諸葛亮の出征を見据えた上で行われた人事の一環であつたと思われる。留府の設置を含め、簡略にまとめれば次の三点となる。

- ・ 丞相留府の設置。長史に張裔、参軍に蔣琬。
- ・ 李嚴を永安から江州に移す。(永安都督は陳到)
- ・ 尚書の陳震が尚書令に昇進、江州都督であつた李福は尚書僕射となる。

また、これが蜀漢政権における尚書僕射の初出である。前述の劉巴も陳震も共に尚書から尚書令に昇進しており、またこれ以降滅亡までの間の在任者が全て明らかであることから、この李福をもって蜀漢政権に初めて尚書僕射(左右無しの定員一名)が置かれたと思われる。ここから建興十二年(二三四)まで五年間、尚書令不在にありながら李福がこの官に進めなかつたことは、彼が尚書から尚書令となつた陳震ほどの権限は持ち得ていなかったことに理由を求められるのではないだろうか。留府長史への権限集中に従い、尚書令は置かれず、尚書僕射李福以下の尚書台は、禁軍の指揮権を持ち、且つ州の重職をも吸収することにより絶大な権限を集めていた留府によって常に優越され、掣肘を受けていたものと思われる。蜀漢政権において再び尚書令が置かれ、重きをなすのは、諸葛亮死後の蔣琬・費禕時代を待たねばならない。

こうして、諸葛亮は漢中の丞相府・成都の丞相留府という二つの強力な軍府を打ち立てることによって州の機構や尚書台をその統制下に

置き、丞相府による蜀漢政権の安定した支配に成功したのである。

おわりに

以上見てきたように、蜀に入った劉備は左將軍領益州牧として益州を支配した。その軍府は蜀漢建国の母体となったが、同時に州の属官もまた単なる地方の属官としてでなく、君主劉備の手足として動くような、政権において一定の地位をもった存在であった。このことは、分裂期にあつて、州牧の権限が及ぶ領域と政権の支配領域がイコールで結ばれてしまうような状況（特に荊州失陥以降）であつたことに一因を為すと考えられる。劉備は左將軍の府と州牧の権限の両方の上に君臨することをもって、自らの政権を形成していたのである。

彼は建国後数年で世を去り、幼帝を擁し蜀漢を導くことになったのは、丞相の諸葛亮であつた。政権の建て直しにかかる諸葛亮は、同時に政治権力を丞相府に集めて安定した支配を打ち立てることに腐心した。そして、南征・北伐を通して結果、自らの出征先漢中にある丞相府と、留守の成都に置かれた丞相留府という二つの強力な軍府の上に君臨することをもって、権力の安定化を成功させたのである。それは、度々の外征にさえ耐えうるものであつた。

両者の政権運営を辿る中で見えてくる「個別の軍府を超えて存続する軍師や参軍Ⅱ行官」「皇帝に直属する従事」からは、建国後も未だ政権全体を一つの軍府・州と捉える仮想の「皇帝の軍府」という認識すら想起させる。それは、後漢末に靈帝劉宏が自ら「無上將軍」として組織した西園軍（三〇）と似た性格を持ったものと理解できる可能性を秘め、一方で榭原氏が指摘されたような「官衙の形成の未発達」（三一）、ひい

ては軍閥から王朝への移行がなお未熟であつたことの証左とも言えるだろう。

だが、政治を主導した軍府は宰相の代替わりによって形としては消滅し、後継宰相は改めて自らの采配で支配体制を確立する必要に迫られることとなった。諸葛亮の死後、『華陽国志』卷七・劉後主志の建興十二年に、

（前略）於是（一）以（二）蔣琬爲尚書令、總統國事。以（三）（楊）儀中軍師、司馬費禕爲後軍師、征西姜維爲右監軍・輔漢將軍、鄧芝前軍師・領兖州刺史、張翼前領軍、並典軍政。

という「集団指導体制」が敷かれ、蔣琬が宰相としての地位を固める（三五）までの間に、このうちの楊儀が失脚する混乱が起きている。

また蔣琬から費禕への政権交代時のこととして、卷十二・馬忠伝に、
延熙五年還朝、因至漢中、見大司馬蔣琬、宣傳詔旨、加拜鎮南大將軍。七年春、大將軍費禕北禦魏敵、留忠成都、平尚書事。禕還、忠乃歸南。

とあり、また同時期に王平が鎮北大將軍、姜維が鎮西大將軍となつて（四〇）いる。延熙七年（二四四）費禕の出征時には尚書令董允を差し置いて馬忠が「平尚書事」として成都にあつたことは、当時の馬忠の地位の重さを示すものである。言わば「四鎮大將軍」として三者が並立したことからは、前述「集団指導体制」に準ずる状況が想起される。

蜀漢における征鎮安平のいわゆる「四征將軍」については、序列が魏晋のものとなつていたことが既に指摘されているが、さらに、蜀漢では依然として前後左右の四將軍がからわかる。『華陽国志』卷六・劉先主志の建安二十四年に、

羣下上先主爲漢中王大司馬、以許靖爲太傅、法正爲尚書令、零陵賴恭爲太常、南陽黃權爲光祿勳、王謀爲少府、武陵廖立爲侍中、

關羽爲前將軍、張飛爲右將軍、馬超爲左將軍、皆假節鉞、又以黃忠爲後將軍、趙雲翊軍將軍、其餘各進其号。

とあるように、關羽が前將軍、張飛が右將軍、馬超が左將軍、黃忠が後將軍となったが、このうち黃忠については卷六・黃忠伝に、

遷征西將軍。是歲、先主爲漢中王、欲用忠爲後將軍、諸葛亮說先主曰…「忠之名望、素非關・馬之倫也。而今便令同列。馬・張在近、親見其功、尚可喻指；關遙聞之、恐必不悅、得無不可乎！」先主曰…「吾自當解之。」遂與羽等齊位、賜爵關内侯。

とあり、征西將軍からの遷官である。蜀漢において、征西將軍が前後左右將軍より下位にであるだけでなく、關羽がそれまで就いていた邊寇將軍（卷六・關羽伝）より下位と見做されていたことがわかる。馬忠ら三人が四鎮「大」將軍であったことは、それまで政権内であり高くない地位にあった四鎮將軍に比べて上位として扱うためと見られ、諸葛亮丞相時代にも魏延が「征西大將軍」となった例がある（卷十・魏延伝）。

この辺りから蜀漢では將軍号のインフレというべき傾向が進行し、卷九・董和伝注から右驃騎將軍胡濟が、卷十五・張翼伝から左車騎將軍張翼、同宗預伝から右車騎將軍廖化が確認^(前同)できる。こうした事態は、絶対的権力の不在の裏返しと云っていいものであろう。

蜀漢における「霸府」の存在と宰相への権力集中は必ずしも王朝交代を意図したのではなく、皇帝の地位・生命を危うくするものでは無かった。しかし、宰相の権力があまりに強大であり、個人的な指導力に依拠する政治体制を敷き続けることを余儀なくされたために、諸葛亮・蔣琬・費禕と、宰相の交代を重ねる度に政治的空白が生まれるという構造的な弱点を抱えることとなった。次第に統一的な権力は失われ、それは政権の最末期景耀四年（二六二）においてついには平尚

書事の権限が董厥・諸葛瞻の二名に与えられるといった状況となって極まる。平尚書事の事例については前述の馬忠があるが、彼はあくまで宰相費禕の代行であった。平尚書事が録尚書事よりも名目上劣るものであったことが窺われ、それが同時に二名に与えられたということは、このことが同時期にみられた上位將軍号の分割と同じ性格を持った、録尚書事の分割であったと理解できる。

こうした権限の分散と絶対的な指導者の不在は政治的な混乱へと繋がり、魏の軍事力に対する抵抗力を失っていったのである。

《注》

- (一) 荊州人士と益州人士の關係性をはじめ、政権の人的構成を考察した先行研究としては、狩野直禎「蜀漢国前史」(『東方学』一六、一九五八年)、「蜀漢政権の構造」(『史林』四二―四、一九五九年、以下狩野前掲論文とする)をはじめ、榊原文彦「蜀漢政権と豪族」(『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』鎌田先生還暦記念会、一九六九年)、「劉備と益州」(『日本大史学』五十周年記念歴史学論文集)日本大史学創立五十周年記念事業実行委員会、一九七八年、以下榊原前掲論文とする)、渡邊義浩「蜀漢政権の成立と荊州人士」(『東洋史論』六、一九八八年)、「蜀漢政権の支配と益州人士」(『史境』一八、一九八九年)、上谷浩一「蜀漢政権論―近年の諸説をめぐって―」(『東方学』九一、一九九六年、以下上谷前掲論文とする)、田餘慶「李嚴興廢和諸葛用人」(『中華學術論文集』中華書局、一九八一年)などがある。また、福井重雅「天下三分と益州疲弊―初期劉備集團の性格をめぐって―」(『中国前近代史研究』栗原朋信博士追悼記念)雄山閣出版、一九八〇年)は益州以前の劉備軍団について、宮川尚志「蜀姓考」(『六朝史研究』政治・社会篇)日本學術振興会、一九五六年)、上田早苗「巴蜀の豪族と国家権力―陳寿とその祖先たちを中

心に―』(『東洋史研究』二五―四、一九六七年)は蜀漢期の益州豪族について注目した研究である。

(二) 狩野前掲論文。

(三) 山本隆義『中国政治制度の研究』(同朋舎、一九六八年)第三章。

(四) 石井仁「参軍事考―六朝軍府僚属の起源をめぐって―」(『文化』五一―一三・四、一九八八年)、「諸葛亮・北伐軍団の組織と編成について」(『東北大東洋史論集』四、一九九〇年、以下石井前掲論文とする)、「呉・蜀の都督制度とその周辺」(『三国志研究』一、二〇〇六年)。

(五) 卷十四・費禕伝に、

自(蔣)琬及禕、雖自身在外、慶賞刑威、皆遙先諮斷、然後乃行、其推任如此。

とある。

(六) 諸葛亮後の蜀漢政治について扱う研究として、満田剛「諸葛亮歿後の「集団指導体制」と蔣琬政権」(『創価大学人文論集』一七、二〇〇五年、以下満田前掲論文とする)、「蜀漢・蔣琬政権の「北伐」について」(『創価大学人文論集』一八、二〇〇六年)、柴田聡子「姜維の北伐と蜀漢後期の政権構造」(『三国志研究』四、二〇〇九年)がある。

(七) 荊州領有時代から、麋竺・孫乾・簡雍が従事中郎とされている。(卷八・麋竺、孫乾、簡雍伝)

(八) 射援については、「議曹従事中郎軍議中郎將臣射援」(卷二・先主伝)とあるが、「議曹」は衍字として「従事中郎・軍議中郎將」と解釈する。

(九) 马超については卷六・本伝に

先主遣人迎超、超將兵徑到城下。城中震怖、璋即稽首、以超爲平西將軍、督臨沮、因爲前都亭侯。先主爲漢中王、拜超爲左將軍、假節。章武元年、遷驃騎將軍、領涼州牧、進封鬻鄉侯……

とあり、章武元年に涼州牧の地位を与えられている。管見の限り、蜀漢において益州以外の州における州牧の例は他に見当たらず、彼に対する厚遇を示すものといえる。益州牧については、諸葛亮に加えて、『宋書』

州郡志三荊州の条に、

南浦令、劉禪建興八年十月、益州牧閻宇表改羊渠立。

とある。建興八年は諸葛亮が益州牧にあり、『蜀志』に見える閻宇の活動時期とも異なるため、建興八年に閻宇が益州牧にあつたとそのまま読むことはできない。

(一〇) 註(一)に挙げた諸論考より。

(一) 許靖の鎮軍將軍と同じように、麋竺は安漢將軍、簡雍は昭徳將軍とそれぞれ將軍号を与えられていた(卷八・麋竺伝、簡雍伝)。石井仁「六朝都督制研究の現状と課題」(『駒沢史学』六四、二〇〇五)では、彼らのような兵を持たない名のみの將軍を「散從將軍」として位置づける。卷八・孫乾伝には、

先主定益州、乾自従事中郎爲秉忠將軍、……

とあり、孫乾が左將軍の従事中郎から秉忠將軍とされている。麋竺や簡雍も同様に従事中郎から將軍に転じたと考えられる。また彼らに代わって、従事中郎となつたであろう伊籍も後に昭文將軍となる(卷八・伊籍伝)。彼もまた同じく従事中郎へ転出したものであろうか。『華陽国志』卷六・劉先主志の建安十九年には、

(許)靖・(龐)羲及麋竺・簡雍・孫乾・山陽伊籍、爲賓友。

とあり、許靖・龐羲・麋竺・簡雍・孫乾・伊籍を賓友として挙げている。龐羲の左將軍宮司馬(『華陽国志』卷六・劉先主志では単に「司馬」と作っている)としての事跡は、卷二・先主伝の劉備を漢中王へ推戴する上表に名を連ねるのみであり、劉備政権内での詳細は伝わっていない。

(二) 村田哲也「蜀漢政権成立前史―成初期劉備集團の支配をめぐって―」(『東洋史苑』七四、二〇一〇年)は特に劉備の荊州領有期から漢中王即位までを考察対象とするが、その中でこの時期の諸葛亮の政権内における重要性について言及されている。

(三) 狩野前掲論文。

(四) 黄権については、『華陽国志』卷六・劉先主志の建安二十四年に、

羣下上先主爲漢中王大司馬、以許靖爲太傅、法正爲尚書令、零陵賴恭爲太常、南陽黃權爲光祿勳、王謀爲少府、武陵廖立爲侍中、關羽爲前將軍、張飛爲右將軍、馬超爲左將軍、皆假節鉞、又以黃忠爲後將軍、趙雲翔軍將軍、其餘各進其号。

とあり、「南陽黃權」が光祿勳となったとするが、卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』に

王元泰名謀、漢嘉人也。(中略)用荊楚宿士零陵賴恭爲太常、南陽黃柱爲光祿勳、謀爲少府；建興初、賜爵關内侯、後代賴恭爲太常。恭・柱・謀皆失其行事、故不爲傳。

とあるように、『蜀志』内では「黃柱」と作られ、また其の行事が失われたことにより伝が立てられなかったと陳寿は述べている。黄權は『蜀志』に伝が立てられており、ここでは『華陽国志』を「南陽黃柱」に直す。

(二五)『蜀志』卷十一・楊洪伝に、

先主爭漢中、(中略)時蜀郡太守法正從先主北行、(諸葛)亮於是表(楊)洪蜀郡太守、衆事皆辦、遂使即眞。

とあり、太守法正が劉備の漢中攻めに随行したための措置である。

(二六)『華陽国志』卷五・公孫述劉二牧志に、劉備が劉璋を攻めて張飛らが荊州より巴郡に入った時のこととして、

巴郡太守巴西趙筭、拒守。飛攻破之。

とあり、劉璋の巴郡太守で巴西の人の「趙筭」という人物が見え、同一人物として解釈する。

(二七)卷二「先主伝においては張爽、尹默と並んで名前が出ているが、卷十二・譙周伝では

建興中、丞相(諸葛)亮領益州牧、命周爲勸學從事。とあり、時代が合致しない。

(二八)註(一〇)と同様。

(二九)洪皓孫『三国職官表』はこの前後部司馬を州の属官と大司馬の属官で

あつたとしているが、費詩、張裕どちらにおいても「州」の司馬であり、ここでは従わない。

(三〇)益州平定直後の巴郡太守について表中に散見されるが、『華陽国志』卷六・劉先主志の建安十九年には

建安十九年、先主克蜀。(中略)以亮爲軍師將軍署左將軍府事、正楊武將軍蜀郡太守、関羽督荊州事、張飛爲巴西太守、馬超平西將軍、不用許靖、法正説曰…(中略)乃以爲長史、龐羲爲司馬、李嚴爲犍爲太守、費觀巴郡太守(後略)

とあり、費觀が太守であつたとする。ただ、卷十五・楊戲伝に採録される『季漢輔臣贊注』においては

先主既定益州、拜爲裨將軍、後爲巴郡太守。

とあるのみである。また、廖立については卷十の本伝に、

建安二十年、權遣呂蒙奄襲南三郡、立脱身走、自歸先主。先主素識待之、不深責也、以爲巴郡太守。

と彼もまた巴郡太守となつたとするが、『華陽国志』卷一・巴志に、

巴東郡、先主入益州、改爲江關都尉。建安二十一年(中略)六縣爲固陵郡、武陵康立爲太守。章武元年(中略)先主聽復爲巴東、南郡輔匡爲太守。

とあり、固陵太守康立の名が見える。これは廖立と同郡の人であり、廖立が巴郡太守に任命された時期と重なる。また、廖立が侍中に遷つた後に後任の輔匡が着任していることから、『華陽国志』に見える康立は廖立のことであり、『蜀志』にある巴郡太守は固陵(巴東)太守の誤りであると推定した。だが、右記の『華陽国志』の記述は表内で挙げた卷十・劉璋伝の記述と一致していない。このような巴郡太守に関する記述の混乱は、劉璋政権下で巴郡が分割されており、それを蜀漢政権が踏襲してしたことと関係があるのかもしれない。最終的には費觀が太守となり、また江州都督となっている。

(三一)章武年間に尚書楊儀が尚書令劉巴と不和になって「領弘農太守」とされ

た(卷十・楊儀伝)が、こちらは完全に蜀漢の勢力範囲外の郡である。

- (三)『華陽国志』卷六・劉先主志では許靖を「右司徒」と作っている。衍字と考える所であるが、これを丞相と書かれている諸葛亮が実際は、ないし実質は「左司徒」の立場にあったことと解釈すれば、丞相と司徒の並置状態をすっきりと説明することができる。もしも、この時諸葛亮が実際には丞相でなく左司徒であったとすれば、劉備時代における諸葛亮の官位は(実際の権力がどうであったかにせよ)一貫して抑えられたものであり、丞相へと進んだのは許靖が没した後の劉禪即位時であった、と考えられるのだろうか。

- (三) 卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』に、

國山名甫、廣漢郡人也。好人流言議。劉璋時、爲州書佐。先主定蜀後、爲縣竹令、還爲荊州議曹從事。隨先主征吳、軍敗於秭歸、遇害。

とある。王甫は広漢郡の人であるため荊州議曹從事は益州の誤記であると考えられる。

- (四) 卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』。

- (五) 参軍は石井前掲論文の「行官」に含まれているが、『蜀志』では一つの軍府に縛られないと考えられるようなもの(「行官」としての性格が強い)も、後述「留府参軍」のように明らかに丞相府に属したのも、同じく「参軍」と書かれており、その区別は明確でない。ここでは便宜上記す。

- (六) 石井前掲論文。

- (七) 卷十・廖立伝。廖立が失脚することとなった「誹謗」の言の中に、
如向朗・文恭、凡俗之人耳。恭作治中無綱紀；朗昔奉馬良兄弟、謂爲聖人、今作長史、素能合道。

とある。彼が治中從事であったのは、楊洪は再び蜀郡太守(二二三)となつてから李邵が治中從事となる(二二五)までの期間であろうか。

- (八) 李嚴の後任であろう。

- (九) 卷十一・張裔伝に、

既至蜀、丞相亮以爲参軍、署府事、又領益州治中從事。

李邵は丞相府から転出したようであるが、張裔は李邵とは異なり、あくまで参軍のまま治中從事を領しており、後述する丞相府への権限集中の萌芽が見て取れる。

- (三) 石井前掲論文。

- (三) 卷十一・張裔伝、卷十四・蔣琬伝。

- (三) 本伝に加え、卷十・李嚴伝に、

(建興)九年春、亮軍祁山、平催督運事。秋夏之際、值天霖雨、運糧不繼、(李)平遣参軍孤忠(馬忠)・督軍成藩喻指、呼亮來還……

とある。また、同じく李嚴伝の裴註に

諸葛亮又與平子豐教曰……(中略)君以中郎参軍居府、方之氣類、猶爲上家。若都護思負一意、君與公琰推心從事者……

とあり、馬忠に加えて李嚴の子李豊が從事中郎・参軍として府にあったことがわかる。

- (三) 張裔も輔漢將軍を加えられていた(卷十一・張裔伝)ことから、馬忠も將軍号を得てなお治中從事も領していたと考えられる。諸葛亮に代わって蔣琬が益州刺史となると、楊戲が治中從事となる(卷十五・楊戲伝)。

- (四) 狩野前掲論文。

- (五) 狩野前掲論文。

- (六) 西園軍については、鎌田重雄「後漢の西園軍」『立正史学』三二、一九六八年)が先駆けとなる研究であり、石井仁「無上將軍と西園軍……後漢靈帝時代の「軍制改革」」『集刊東洋学』七六、一九九六年)はその意義を積極的に理解する。

- (七) 榑原前掲論文。

- (八) 石井前掲論文、満田前掲論文。

- (九) 蔣琬は開府にあつて尚書僕射李福を領司馬、治中從事楊戲を東曹掾として(卷十五・楊戲伝、同『季漢輔臣贊注』)。

官名	時期 ^{※1}	人名	本貫 ^{※2}	出典
蜀郡太守	建安十九(二二四)	法正	司隸扶風	卷七・本伝
	建安二十三(二二八)ごろ	楊洪	益州犍為	卷十一・本伝
蜀郡北部都尉	建安十九(二二四)	陳震	荊州南陽	卷九・本伝
広漢太守	「先主既定益州」	夏侯纂	(不明)	卷八・秦宓伝
	「劉備代璋」	射堅	司隸扶風	卷二・先主伝注『三輔決録注』
	建安二十三(二二八)以降	鄧芝	荊州南陽	卷十五・本伝
梓潼太守	建安十九(二二四)	霍峻	荊州南陽	卷十一・本伝
犍為太守	建安十九(二二四)	李嚴	荊州南陽	卷十・本伝
江陽太守	建安十九(二二四)	劉翳	荊州義陽	卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』
	建安二十四以前?	彭萊	益州広漢	卷十・本伝
犍為属国都尉	建安十九(二二四)	鄧方	荊州南郡	卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』
巴郡太守	「先主既定益州、(中略)後」	費觀	荊州江夏	卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』、 『華陽国志』卷六・劉先主志
	「益州既定」	輔匡	荊州襄陽	卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』

表I 益州平定(二二四)から劉備即位以前(二二九)の時期に推定される各郡の太守及び郡都尉の配置

が前將軍となり(卷九・董和伝注)のち鎮西大將軍として名が見える(卷四) 趙雲が征南から鎮東に遷ったことが、石井仁「四征將軍の成立をめぐる」(『古代文化』四五—一〇、一九九三年)註にある。

(四) この他、四鎮から前・後・左・右將軍については輔匡が鎮南から右將軍になっており(卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊注』)、四鎮・四征將軍は共に前・後・左・右將軍より下位とされている(四安・四平については事例が少なく、整備がされていたかは不明、先に示している劉備を漢中王に奉ずる上表では平西將軍馬超が征西將軍黃忠と共に名を連ねる)。胡濟が前將軍となり(卷九・董和伝注)のち鎮西大將軍として名が見える(卷

十四・姜維伝)ことから、後期に四鎮・四征大將軍が現れ始めて、初めて前・後・左・右將軍を上回ることとなる。『統漢書志』卷二十四・百官一・將軍の条に、

將軍、不常置。本注曰…掌征伐背叛。比公者四…第一大將軍、次驃騎將軍、次車騎將軍、次衛將軍。又有前・後・左・右將軍。

とあるような後漢の制を残しつつも、魏晉とは異なる発展をしていたことが見て取れる。

房陵太守	建安二十四(二一九)?	向朗	荊州襄陽	卷十一・本伝
西城太守	建安二十四(二一九)	申儀	(不明)	卷十・劉封伝
上庸太守	建安二十四(二一九)	申耽	(不明)	卷十・劉封伝
漢中太守	建安二十四(二一九)	魏延	荊州義陽	卷十・本伝
	建安二十四(二一九)以前	費詩	益州犍為	卷十一・本伝
牂牁太守	建安二十四(二一九)以前	向朗	荊州襄陽	卷十一・本伝
	建安二十一(二二六)	廖立	荊州武陵	卷十・本伝、 『華陽国志』卷一・巴志
固陵太守	「先主定益州」	劉琰	豫州魯国	卷十・本伝
	「益州既平」	張飛	益州涿郡	卷六・本伝
巴西太守	「蜀既平」	向朗	荊州襄陽	卷十一・本伝
	「城門乃開」	張裔	蜀郡成都	卷十一・本伝
巴郡太守	「入蜀」	楊顥	荊州襄陽	卷十五・楊戲伝『季漢輔臣贊』注『襄陽記』

※1 任命時期を益州平定時とするものは基本的に建安十九年と表記したが、同時期に同じ郡の太守が見える場合には出典元の表現を引用した。
 ※2 『蜀志』と『華陽国志』で異なる場合は『蜀志』に従った。